

No. 2

制 度 名	重層的支援体制整備事業交付金	主管課名	福祉政策課・地域福祉 G		
		問合せ先	029-301-3157		
目的・趣旨	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。				
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野の相談支援等を一体的、包括的に実施する重層的支援体制整備事業として実施される次の事業 (1) 包括的相談支援事業 ・【介 護】地域包括支援センターの運営 ・【障 害】障害者相談支援事業 ・【子ども】利用者支援事業 ・【困 窮】自立相談支援事業 (2) 参加支援事業 ・社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供 (3) 地域づくり事業 ・【介 護】地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業 ・【障 害】地域活動支援センター事業 ・【子ども】地域子育て支援拠点事業 ・【困 窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業 (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・訪問等により継続的に繋がり続ける機能 (5) 多機関協働事業 ・世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 (6) 支援プランの作成 ※支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。 〔補助要件等〕 — 〔対象経費〕 事業の実施に必要な経費 〔補助限度額等〕 対象事業ごとに定められた基準額による 〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業等（各事業で定められた負担率）		38.5/100 等	19.25/100 等	19.25/100 等	23/100 等
多機関協働事業等		2/4	1/4	1/4	—
〔令和 7 年度当初予算額〕 381,725 千円（予算総額のうち、対象団体に交付する額）		〔令和 7 年度補助対象団体〕 土浦市他 4 団体			
〔備考〕 その他：介護保険からの負担					